

議事日程（第 5 号）

平成27年 3 月25日 午前 9 時開議

- 日程第 1 第 2 号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める
条例制定の件
- 日程第 2 第 5 号議案 神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件
- 日程第 3 第 8 号議案 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例制定の件
- 日程第 4 第15号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 5 第30号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定
の件
- 第31号議案 神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件
- 第32号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第 6 第45号議案 平成27年度神河町一般会計予算
- 第46号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第47号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第48号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第49号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第50号議案 平成27年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第51号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
- 第52号議案 平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第53号議案 平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第54号議案 平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第55号議案 平成27年度神河町水道事業会計予算
- 第56号議案 平成27年度神河町下水道事業会計予算
- 第57号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第 7 第58号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 8 承認第 1 号 神河町子ども・子育て支援事業計画及び神河町次世代育成支援対
策推進行動計画策定の件
- 日程第 9 承認第 2 号 神河町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画策定の件
- 日程第10 承認第 3 号 神河町第 4 期障害福祉計画策定の件
- 日程第11 承認第 4 号 神河町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の件
- 日程第12 発議第 1 号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

日程第13 議員派遣の件

日程第14 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第2号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める
条例制定の件
- 日程第2 第5号議案 神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件
- 日程第3 第8号議案 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第15号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第5 第30号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定
の件
- 第31号議案 神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件
- 第32号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第6 第45号議案 平成27年度神河町一般会計予算
- 第46号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第47号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第48号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第49号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第50号議案 平成27年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第51号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
- 第52号議案 平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第53号議案 平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第54号議案 平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第55号議案 平成27年度神河町水道事業会計予算
- 第56号議案 平成27年度神河町下水道事業会計予算
- 第57号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第7 第58号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 承認第1号 神河町子ども・子育て支援事業計画及び神河町次世代育成支援対
策推進行動計画策定の件
- 日程第9 承認第2号 神河町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定の件
- 日程第10 承認第3号 神河町第4期障害福祉計画策定の件
- 日程第11 承認第4号 神河町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の件
- 日程第12 発議第1号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 澤田俊一 主査 楨良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	石堂浩一
副町長	細岡重義	建設課参事	藤原龍馬
教育長	澤田博行	地籍課長	坂本康弘
会計管理者兼会計課長	谷口勝則	上下水道課長	橋本三千也
総務課長	前田義人	健康福祉課長兼地域局長	
総務課参事兼財政特命参事		佐古正雄
.....	太田俊幸	病院事務長	細岡弘之
情報センター所長	村岡悟	病院事務次長兼医事課長	
税務課長	玉田享	浅田譲二
住民生活課長	吉岡嘉宏	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課参事兼防災特命参事		藤原秀明
.....	足立和裕	教育課長	松田隆幸
地域振興課長	野村浩平	教育課参事	藤原良喜
地域振興課参事	小林一三	教育課副課長兼センター所長	
		坂田英之

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

今朝は大変厳しい寒さであったわけでございますけれども、皆様方、御健勝にて御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第62回神河町議会定例会第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第1 第2号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第2号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件を議題といたします。

審査を付託しておりました民生福祉常任委員会の審査報告を求めます。

松山民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） おはようございます。民生福祉常任委員長の松山でございます。民生福祉常任委員会の付託、審査報告をさせていただきます。

付託を受けました第2号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件について、3月10日に町長、副町長及び関係課管理職の出席のもと、民生福祉常任委員会を開催し審査いたしました。結果は、原案のとおり可決することに決定しました。

簡単に審査内容の報告をいたします。まず、教育課課長より、幼稚園利用者負担額の基本的考え方について説明を受けました。内容は、町内の私立保育園の11時間保育の保育料を基準に置き、そこから5時間保育の私立幼稚園の保育料を割り出し、その6割の金額7,200円を公立幼稚園保育料とし、それから給食費を差し引いた額3,700円を公立幼稚園の利用者負担額としている。そして、27年度も同額であるとのこと。しかし、27年度から新たに町民税非課税世帯の負担額を、国が示す3,000円と設定したとのこと。

住民生活課長からは、保育所利用者負担額の基本的考え方について説明を受けました。内容は、保育所の保育料は27年度も据え置きとしたが、区分階層を所得税額から町民税の所得割課税額に変えることとなった。また、保育時間を保育基準時間の11時間と保育短時間を8時間と分け、8時間保育は料金を若干低くしているとのこと。

これに対して質疑では、この条例の施行規則の中で、幼稚園の年少から小学校3年までの範囲において、児童が3人いる場合、2人目は2分の1の額で、3人目についてはゼロ円とするとあるが、児童が4人いる場合も考えられるのではとの問いに対し、双子なども想定されるので訂正をすとの回答でした。

以上、慎重に審査を行い、第2号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件について、原案のとおり可決することに、委員賛成全員で決定いたしました。以上で審査報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論、特にないようでございますので、討論を終結します。

第2号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第2号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第5号議案、神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件を議題といたします。

審査を付託しておりました産業建設常任委員会の審査報告を求めます。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 産業建設常任委員長の藤原です。審査付託を受けております第5号議案、神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件の委員会の審査を報告をいたします。

審査をした日時ですが、3月の13日9時より、町長を初め、担当課の出席のもと委員会を開いております。審査の結果は、原案可決であります。3月13日、審査に当たっては、それぞれ各委員より多くの質疑を受けております。その中で重立ったものは、このゆず酒による乾杯及び普及に関する条例ということで、この条例提案までにどのようにこの働きをかけたのかとか、条例制定する前にもっとこの特産品であるゆず酒のPRというものの必要性ということも、意見も出ております。また、委員の中では、条例ではなく申し合わせによって、もっと申し合わせでもいいのではないかというような意見も出ております。また、特産品のゆず、これこういうことはわかるんですけども、酒に限定をしなくてもいいのではというような意見も出ております。また、条例の中にあります、第5条にあります住民への役割ということで、住民へのPRという部分も含めて必要ではないか、この住民の理解と協力がぜひとも必要になるというような多くの意見を委員会の中ではいただきました。朝からですね、長時間にわたってこの条例制定の審査をしたんですけども、この質疑の中で、途中でこの条例を継続調査をというような意見も委員のほうから出ましたんですけども、委員会としては継続調査をせずに、これを採決をしようということで決定をいたしまして、十分審査をした中で採決を行いました。そうした中で、担当委員会8名おるんですけども、1名の方がこの採決にどうしても参加されないということで退席をされております。そうした中で採決を行いま

した。採決の結果、賛成3、反対3、同数になりました。本来、こういうことはまれなんですけれども、私の委員長の可否同数ということは委員会条例でも決まっております、委員長の私が採決に、異例なんですけれども加わせていただきました。私は賛成のほうの1ということで、委員会としては賛成4、反対3、原案のとおり可決することに決定をいたしました。また、原案に反対をされました2名の方からの少数意見の留保等もありました。長時間にわたって慎重に委員会、それぞれ各委員、意見を出していただきまして、担当課のほうもこの平成27年度については、地方創生の元年でもあり、行政みずから神河町をPRするという必要があるということで、この条例をぜひとも制定をさせていただいて、神河町の生産者、小売店、飲食店、そしてまた住民にも意識してもらいたいということのようであります。

以上、慎重に委員会としましても審査をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。瓶に張られているレッテルにつきまして、何か質疑がありませんでしたか。

○議長（安部 重助君） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 今、藤森議員から質問を受けたんですけれども、そういうゆず酒によるというお酒の瓶のかがみですね、そういう部分のレッテルいうかね、そういう部分についての質問も委員のほうから受けました。そうした中で、問題があるんじゃないかというような質問もあったんですけれども、それは大丈夫やということで、委員会としても諮問を、私も聞いておりますので、以上です。

○議長（安部 重助君） ほかがございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより討論に入ります。反対討論、賛成討論ございませんか。

藤森議員。反対討論ですか。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。第5号議案に対して反対の討論をいたします。

町の特産ゆず酒のさらなる普及を、我が町という思いは、私も賛同いたします。しかしながら、まだ販売店も限られ、手軽に入手できないのが現状であります。また、単価的にも500ミリが1,300円、またの同類と比べれば約3倍近い単価であり高価であるということで、親しみにくい、もう少し時期を見るのが必要じゃないかと。

また、先ほど委員長に質問したんですが、レッテルについての質問なんです、ここに一升瓶のレッテルがあるわけなんです、このゆず酒と書いたのは町長の筆の自筆な

んです。このときに、横にカーミンがありまして、横に山名と印があります。これは落款といって書画などに作者が押す印でありますけれど、これがレッテルに張ってあります。そのようなことで、これは落款、正式にいけば認められるといいながら、我が山名という名前を全国的に売る売名行為ではないかと私は思われます。だから、このレッテルの改正なりをして、しっかりとした形のゆず酒というものを販売すべきであり、またこのような現状で条例化というものはどうであろうか。町の条例とは何かしっかり見きわめる制度の中で、しっかりと進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の反対討論であります。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論を求めます。

宮永肇議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 4番、宮永です。第5号議案、神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件に賛成する討論をいたします。

現在、神河町は観光戦略をもって、町の活性化、地域の再生、地域の創生を目指す取り組みを進めております。その観光戦略において、最も効果的かつ有利に作用する特産品というものを生み出すことに、もっともっと精力を傾けることに集中しなければならないという考えを進めていくべき、その時期でございます。今回取り上げられたゆずについては、地域の方々のたゆまぬ努力によって、今や神河町の特産品として知られるようになり、まさに神河町の気候風土という環境がなせる農産物であります。今回、このことをきっかけに、ゆず製品の創出というところへの住民の方々による関心と興味、さらには推進力になっていただく一つの道筋がつけられようとしているものであります。まさに、条例案の前文にあります、地域産業への理解を深め、地域の財産である豊かな自然に感謝する心を育て、ひいては特産品の普及促進と生産振興につながるもの、そのものであります。乾杯はまさに文字どおり、杯に満たした酒を飲み干すことを意味しますが、喜びや感謝、願いをともに分かち合うことでの儀式、儀礼として行われる習慣であります。小異にはいろんな議論も意見もありましたが、大同に期して、一つ前進するという気持ちで私は賛成をいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論を求めます。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論を求めます。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 失礼します。10番、小林です。私は原案可決という、賛成という立場で答弁に入ります。

まず、レッテルの話が出たんですけども、首長がトップセールスするという姿勢は、私はいいことだと思います。レッテルの字もすばらしいし、落款も別に問題はないと思います。まちおこし、村おこしで有名な大分県の日田のミニチュアの製品を、当時の平松知事が銀座のクラブに直接行ってセールスしたという話は、古い話ですけど有名な話

です。最近では、宮崎県の東国原知事も顔写真入り、製品に顔写真も入れておりますし、みずからトップセールスを行っております。地方創生元年と言われることし、こういった我が町の気候風土に適したゆずを販売拡充していくための一つの施策として、幾らつくっても売れなければ成功しません。売る戦略が一番大事なんです。ですから、売ることによって、首長がトップセールスすることに何ら差し支えはないですし、私自身は拍手を送って、もっと頑張ってもらいたい、もっともっとほかの製品もそのような方向で進めてほしいと思います。ですから、地方創生、まさにことし元年と言われるこの年に当たって、すばらしいことだと私は称賛しております。

以上が私の賛成討論の理由です。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論の方ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに討論ないようでございますので、討論を終結いたします。

第5号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第8号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第8号議案、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 総務文教常任委員会の宮永でございます。

3月5日、第62回神河町議会定例会において本委員会に付託された議案は、審査した結果、次のとおり決定しましたので御報告をいたします。

まず、第8号議案、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、原案可決でございます。審査については、平成27年3月9日、神河町役場第3会議室で、出席者は委員全員、委員での議決ということで、行政退席の中で審議をいたしました。

審査の経過としましては、特別職報酬審議会の答申に基づき、提案された議案について委員間で慎重に討議を行いました。

委員会審査の内容については、主な討議として上げられたのは、特別職報酬審議会の答申を最大限尊重すべきであるという意見がございました。また次に、職員給与平均2

%削減に伴う議員報酬削減についての議会としての自主判断ということで、2%の削減を受け入れるべきという意見もございました。また、議員報酬は現行のままでよい。ただし、改正には反対というふうなことでの条件つきということでの意見もございました。その中で、修正動議が山下委員から、附則で規定されている2%の削減の期間について、平成27年度に限りというのを議会議員の任期である平成30年4月までに改めるという修正案が提出されました。修正案の削減期間も含めて、さらに討議を行いました。その結果、採決をとりまして、まず修正案についての採決をとりましたところ、賛成3名で少数ということで否決ということになりました。この時点で修正案はなくなったこととございますので、そこで、原案について採決をいたしました。賛成4名ということで、多数決ということで可決をいたしました。原案に反対された山下委員から、少数意見の留保の申し出がありました。賛同者はございませんでした。以上です。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようございますので、討論を終結します。

第8号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第15号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第15号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

審査を付託しておりました民生福祉常任委員会の審査報告を求めます。

松山民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 失礼いたします。民生福祉常任委員長の松山でございます。民生福祉常任委員会の付託審査報告をさせていただきます。

付託を受けました第15号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件について、第2号議案の審査と同じ3月10日に、町長、副町長及び関係課管理職と、それから担当職員出席のもと、常任委員会を開催し、審査いたしました。結果は、原案のとおり可決することに決定しました。

簡単に内容の報告をさせていただきます。まず、健康福祉課副課長より追加資料をも

とに説明を受けました。内容は、今後、要支援・要介護認定者の増加とそれに伴う介護サービス給付費も増加が見込まれることから、介護保険料も見直すこととなったこと。第6期の介護保険事業計画における基準保険料額は、現在の4,560円から5,700円となり、所得段階も所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、これまでの7段階から10段階に見直されるとのことです。委員からは、社会保障費の抑制のために国の施策が在宅介護の方向に変更されているが、町としても地域性を考えた上で、今以上に予防に力を入れてもらいたいとの意見が出ていました。

以上、慎重に審査を行い、第15号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに、委員賛成全員で決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第15号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第15号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第30号議案から第32号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第30号議案、神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件、第31号議案、神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件及び第32号議案、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件を一括議題といたします。

3議案の審査を付託しておりました産業建設常任委員会の審査報告を求めます。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 産業建設常任委員長の藤原でございます。一括して審査の報告をいたします。

まず、第30号議案、神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件であります。審査の結果、原案可決であります。主な質疑の内容の報告をいたします。峰山高原ホテルリラクシアの関係であります。ここで、委員より、平成27年度のこれからの売り上げ目標ということで質問を受けております。売り上げ目標としては、

年間約1億100万円であります。入り込み目標としては、宿泊、食堂等を合わせて2万8,000人とのこととあります。また、質問ですが、約4キロメートルの町道が高原の手前にあるんですけれども、ここら辺の冬場の除雪対策ということで、しっかりということで質問を受けております。ここら辺もこの町道の除雪については、町が建設業者に依頼をして行いたいということとあります。また、町道の脇にあります杉などの材木の間伐、枝打ち、こういうことについても意見が出されております。それからまた、この新しい指定管理者の従業員ということについて、町内雇用はどうかということの質問も受けております。正規職員としては、町内雇用はなかなか難しいということとあります。また、この峰山高原に附帯をしております従業員の宿舎などの活用、また、もろもろの附帯施設との管理区分ということを明確にしておくようにとの委員よりの意見もありました。また、町長のほうからは、指定管理をお願いするが、各施設に町がもっと積極的にかかわっていく、地産地消で地元で根差した施設にしたいということの発言もいただいております。

以上、採決の結果、賛成多数。当委員会としては原案のとおり可決することに決定をいたしております。

続いて、第31号議案、公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件であります。31号議案の主な質疑は、平成27年度の指定管理料は300万円、年間300万円ということとあるが、27年、28年度ということになっておりまして、その28年度、次の年度のことはどうなのかということの質問もありました。現在のところ未定でありますという回答を受けております。また、大きな利益が出た分については、町に還元するという取り決めもされておられるようであります。それからまた、モンテ・ローザに隣接しますプールとか体育館、こういう関係の質問も出ました。それからまた、地元食材の供給体制はできておるのかというような問いもありました。できるだけ地域と連携できるような調整をお願いしたいということで回答を受けております。

これについても、採決の結果、賛成多数であります。原案のとおり可決をいたしました。

続いて、第32号議案、わくわく公園の指定管理者指定の件であります。主な質疑としましては、委員より指定管理料の業務範囲は、ホテルモンテ・ローザが営業を行うバーベキューなどの施設があるんですけれども、ここら辺が明確にどうなされておるのかというような問いもありました。ここら辺については、覚書等で明確に区分しておることとあります。それから、芝生の管理という点でも質問が出ました。芝生については、現状を維持するための管理を指定管理者にお願いをしておるのですが、例えば大がかりな補修が必要になったときには、町が行うということになっておるようであります。

この議案についても採決をいたしまして、委員会としましては、賛成多数で原案可決することに決定をいたしました。

以上、一括しての説明であります。以上であります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第30号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。第30号議案に対して、反対の討論をいたします。

株式会社マックアースさんは、2008年度設立、ここ7年度で大きく成長した企業であります。この企業から峰山高原にスキー場という提案が出され、と私は解釈をしておりますが、自社の事業を有利にするために行政に話を持ちかける企業はもっと詳しく、やはり資料なりを提出いただいて、情報や調査をするべきではないでしょうか。また、3月5日の神戸新聞の1面のスキー場建設、マックアース指定管理者予定という記事があります。きょうのこの採決を待たずして先走することは、我々議会を無視した行為ではないでしょうか。町長は何事もスピード感を持って進めていくと言っておられますが、少し暴走をし過ぎておられませんか。ブレーキをかけるのは私たち議会であります。何も年度内、この3月中に指定管理者を急いで決めなくてもいいと私は思います。いま一度、しっかり前向いて、慎重に進めるべきではないでしょうか。

以上、反対討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第30号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第30号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第31号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第31号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第31号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第32号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論、賛成討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第32号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第32号議案は、可決しました。

日程第6 第45号議案から第57号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第45号議案から第57号議案、平成27年度各会計予算を一括議題といたします。

議案の審査を付託しておりました予算特別委員会の審査報告を求めます。

藤森予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（藤森 正晴君） 11番、藤森です。平成27年度予算特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る3月5日、本会議において付託されました第45号議案、平成27年度神河町一般会計予算案から第57号議案、13件の平成27年度会計予算について、3月11日、12日2日間にわたり委員会を開催いたしました。慎重に審査をし、その結果はお手元に配付していますように、いずれも原案可決であります。審査には、町長以下、全管理職と議長を除く全議員で構成され行われました。

それでは、主な質疑について報告をいたします。第45号議案、平成27年度神河町一般会計予算であります。神河町10周年記念事業に3,900万円ほどの多くの金額となっておりますがという質問に対して、大きなウエートを示しているのはtotoの補助を使おうとしている高原マラソンであり、またNHK巡回ラジオ体操、記念式典の表彰関係等でありますとのことであります。

次に、神崎高校、地域連携活動支援金について、町から支援する必要があるのかという質問に対しまして、町における唯一の公立高校であり、将来、地元に戻りリーダーとして貢献できる人材育成をとの思いですとのことあります。

次に、冬期の観光戦略として、峰山高原にスキー場を計画しようとしています。県の自然公園内であるため、県の環境審議会に計画書を提出しなければならないので、調

查やスキー場全体の設計に1,300万円計上してあるが、この事業については、通常のルールどおり、グループ会議を経て政策会議をなされたのかという質問がありました。これに対して、大きな事業は慎重にやるのが当然ですが、町の主要施策として進む場合は、政策調整会議をかけない状況もあるとのことでもあります。また、この事業における財政シミュレーションや関係資料の提出を求めています。

次に、人口減少対策において、旧神崎町役場跡地に若者向け低家賃住宅12戸を建設する。また、若者世帯の住宅取得に対する補助として、建設費の10分の1以内、最高100万円の事業が実施されます。旧神崎町役場前にある、借りていました駐車場はどのようにするのかの問いがありました。開発事業をするときには一緒にどの要望があるので、どうするのかは今後、考えていきたいとの答弁であります。

次に、総括質疑では、平成27年度は公共施設等管理計画作成の1年であり、観光施設保全活用整備計画、歴史文化活用基本構想などが、計画ができ上がる前に住民代表である議員の意見を聞くべきではないかという質問に対して、これは議員の聞く耳を持つてほしいというような質問であります。それに対して、しっかりと説明をし、意見を聞くとのことでもあります。

次に、2月の常任委員会で説明があった内容が変更され、提案されております。委員会の議論が尊重されていない、何も報告がないのはどうなのか、どう思っているのかという問いがありました。議論の経過がもっと見える形で提案しなければならなかったとの答弁であります。白林陶芸館の条例上の位置づけがないということでもあります。設置条例が必要ではないかなという質問に対し、条例制定について、しっかりと対応することでもあります。

次に、昨年9月定例会の決算特別委員会の提言が、平成27年度の予算に反映されているのかということを知りました。町長からは、職員の資質向上、能力開発の研修に職場改善研修を実施し、独自研修に力を入れる。また政策調整会議のグループ会議の議論が、行政全般の運営や質疑に対し積極的に対応し活性化を図れるように努めていくとの思いでありました。委員会としては、各管理職の考え方の中において、革新的な行政に寄与されることを望みました。

また、委員間討議でまとめた平成27年度予算特別委員会の提言を委員長が行い、正副委員長とともに町長に手渡しました。その項目は6項目であります。その提言と町長の思いは次のとおりであります。

まず一つ、公正な住民負担と公正な住民サービスの徹底と情報提供を迅速に行うこと。これについては、透明性のある住民サービスの情報の提供に努めるとのことでもあります。

次2つ目でございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略について、早急に策定委員会を立ち上げ、新たな担当部署により強力に取り組むこと。これにつきましては、やらなければならない義務があり、強い気持ちで取り組んでいくとのことでもあります。

次3つ目であります。グループ会議及び政策調整会議が有する政策調整機能の強化と、

行政全般の運営方針を決定し、各課が連携するための組織として管理職会議が十分に機能するように努めること。この件につきましては、強い責任感の中で集中議論をしながら方向性を定めていき、機能が果たせるような会議にするとのことでもあります。

次4つ目です。直面する重要課題（地域医療、ごみ処理、ケーブルテレビなど）、これらについて、町長の強いリーダーシップのもと、組織一丸となって取り組むこと。このことにつきましては、良好な組織運営の中で方向を出すとのことでもあります。

次5つ目です。重点施策の中で、昨年度目標に達していなかった継続事業については徹底的に検証し、本来の目的達成の方策を探り、実現すること。これにつきましては、事業評価シートを活用していきながら、確認した上で取り組んでいくとのことでもあります。

最後の6点目です。工事の施工管理監督と施工後における検査を十分に行い、ふぐあい時には的確に対応し、品質の高い成果物となるように努めること。これにつきましては、常にそういう意識の中で執行管理をしていく。以上が町長の思いです。

次に、最後になりますけれど、修正動議が出されました。藤原日順委員から、大河内高原整備のうち、峰山高原スキー場計画調査業務委託料の1,300万円を削除するとの修正提案が提出されました。この議案につきまして、討論では3名の原案賛成と1名の修正案賛成の討論がありました。次に、採決に入りまして、修正案、賛成4名と少数で否決となりました。次に、原案の採決に入り、賛成6名と多数の可決となり、第45号議案は当委員会として、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第46号議案です。平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計予算です。これにつきましては、報告すべき質疑はありませんでした。よって、第46号議案は、当委員会として賛成多数で、原案のとおり可決することに決まりました。

本案に反対された藤原日順委員から、少数意見の留保の申し出がありました。理由は、廃止すべき持ち家の手当が計上されているとの理由です。以下、ずっとこの理由で反対があります。

第47号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計の予算。報告すべき質疑はありませんでした。よって、第47号議案は、当委員会として賛成多数で、原案のとおり可決することに決まりました。本案に反対された藤原日順委員と小寺俊輔委員から、少数意見の留保の申し出がありました。

第48号議案、平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算の件です。これにつきましても報告すべき質疑はありませんでした。よって、第48号議案は、当委員会として賛成多数、全員で、原案のとおり可決することに決まりました。

次に、第49号議案、平成27年度神河町介護保険事業特別会計予算です。これも特に報告する質疑はありませんでした。よって、第49号議案は、当委員会として賛成多数で、原案のとおり可決することに決まりました。本案に反対された藤原日順委員から、少数意見の留保の申し出がありました。

次に、第50号議案、平成27年度神河町土地開発事業特別会計予算。これも特に報告すべき質疑はありませんでした。よって、第50号議案は、当委員会として賛成多数、全員で、原案のとおり可決することに決まりました。

次、第51号議案であります。平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算。これも報告すべき質疑はありませんでした。よって、第51号議案は、当委員会として賛成多数で、原案のとおり可決することに決まりました。本案に反対された藤原日順委員から、少数意見の留保の申し出がありました。

次に、第52号議案、平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算であります。これについても主な質疑はありませんでした。よって、第52号議案は、当委員会として賛成多数、全員で、原案のとおり可決することに決まりました。

第53号議案、平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算であります。この件についても報告すべき質疑はありませんでした。よって、第53号議案は、当委員会として賛成多数、全員で、原案のとおり可決することに決まりました。

次、第54号議案、平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算、この件についても報告すべき質疑はありませんでした。よって、第54号議案は、当委員会として賛成多数、全員で、原案のとおり可決することに決まりました。

次、第55号議案であります。平成27年度神河町水道事業会計予算、この件につきましても報告すべき質疑はありませんでした。よって、第55号議案は、当委員会として賛成多数で、原案のとおり可決することに決まりました。本案に反対された藤原日順委員から、少数意見の留保の申し出がありました。

次に、第56号議案、平成27年度神河町下水道事業会計予算であります。この件につきましても報告すべき質疑はありませんでした。よって、第56号議案は、当委員会として賛成多数で、原案のとおり可決することに決まりました。本案に反対された藤原日順委員から、少数意見の留保の申し出がありました。

次に、第57号議案、平成27年度神河町公立神崎総合病院事業会計予算、これにつきましても報告すべき質疑はありませんでした。よって、第57号議案は、当委員会として賛成多数で、原案のとおり可決することに決まりました。本案に反対された藤原日順委員から、少数意見の留保の申し出がありました。

以上が報告であります。委員会より出しました意見、提言などを十分に生かして、今後の行政を執行していただきますようお願いいたします。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（安部 重助君） 委員長、ちょっと追加で。

○予算特別委員会委員長（藤森 正晴君） 済みません。ちょっと報告の中で漏れておりましたのがございます。

第45号議案、一般会計の予算でございます。原案に反対された藤原日順委員と小寺俊輔委員から、少数意見の留保の提出がありました。これが抜けておりました。どうも

申しわけございません。（「理由もちょっと入れて」と呼ぶ者あり）理由につきましては、藤原日順委員は峰山高原スキー場計画調査事業委託料、廃止すべき持ち家手当が予算計上されている、この理由であります。小寺俊輔委員におきましては、峰山高原スキー場計画調査事業の委託料の件につきましてはの留保であります。以上であります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小寺俊輔議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 済みません。7番、小寺です。質疑ではなく、先ほどの委員長報告の中で、私が47号議案で反対少数意見の留保ということになってましたんで、その訂正だけよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 委員長、訂正してください。

○予算特別委員会委員長（藤森 正晴君） 申しわけございません。私がつけ加えて、ちょっと間違っておりました。47号議案におきまして、本議案に反対された藤原日順委員と小寺俊輔委員と言いましたけれど、これは間違いでありまして、藤原日順委員1人でございます。どうも申しわけございません。

○議長（安部 重助君） 委員長、まだ終結してません。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決に入ります。

まず、第45号議案、平成27年度神河町一般会計予算に対する討論に入ります。

反対討論。

小寺俊輔議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺でございます。私は、第45号議案、平成27年度神河町一般会計予算で、反対の立場で討論をさせていただきます。

過日の予算特別委員会の町長答弁では、アセスと並行して詳細な収支計画、財政シミュレーション等を行っていくということでしたが、もし環境アセスがスキー場建設に問題なしの結果になれば、なし崩し的にスキー場建設に向かっていくという懸念はないでしょうか。また、再三再四、町の一般財源は使わないと言われておりますが、その確約はどこで取りつけられたのでしょうか。辺地債の7割が交付税算入、不足分はスキー場売り上げの2割を町に入れていただくと言っておりますが、その契約はいつ結ばれたのでしょうか。私の知る限りでは、そのような契約が結ばれたということは聞いておりませんし、もし契約をしているのであれば、非常に問題であると思います。仮に、スキー場を建設したとすれば公共施設であり、当然、指定管理は公募によるものでなければなりません。が、行政当局は、あたかも管理者が既に決定しているような発言を何度もされています。私の理解不足、勉強不足かもしれませんが、公平、公正の原則で考えれば、甚

だ不適切ではないでしょうか。そのような不透明なままで町民の方々の理解を得られるのでしょうか。建設費は8億円にもなる事業です。町費であろうが、国費であろうが、税金による事業に変わりはありません。大切な税金を投入するわけですから、慎重の上にも慎重に検討し、その上での判断が妥当であろうし、また、そうあるべきであると思えます。議員皆様方の賢明な判断を期待し、反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論を求めます。賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論を求めます。

藤原日順委員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。私は、第45号議案、平成27年度一般会計予算に反対であります。

峰山高原スキー場計画の説明では、27年度に環境アセスメント調査を行う費用890万円、同時に兵庫県環境審議会に開発許可を申請する際の附属資料として必要となる基本設計の策定委託費用が410万円、その他の許可申請時の旅費を加えると1,319万7,000円となり、これらには全て一般財源、つまり税金等が投入されることとなります。ここで、議員や町民の皆様には訴えたいのは、この支出はほんの手始めであって、スキー場計画が本格化すれば、さらに少なくとも7億9,200万円が必要となって、総額8億円を超える大事業になるということにあります。そして、一旦走り始めるとなかなか途中ではとめにくいという点に注意しなければなりません。つまり、環境アセスメント調査及び環境審議会でも否認されない限り、当局側は既定路線としてそのまま突っ走る可能性が高いのであります。ですから、調査ぐらいならいいじゃないかというように甘く考えておれば、取り返しのつかない事態に陥る可能性が高いということを私たちは忘れてはなりません。

したがって、神河町にとって本当にスキー場が必要なのかという点を、今の段階から考えておく必要があります。仮に、神河町が豪雪地帯であって、マイナスの資産である大雪を逆に利用してプラスに転じる、そのためにスキー場を開設するのであれば、私も納得できます。また、既にスキー場施設があって、管理運営に窮している状況であれば、または、管理会社側が全て設備投資するのであれば、この計画も一考に値すると思えます。利益を追求する株式会社のために、どうして神河町が投資しなければならないのでしょうか。

あるいは、予定地のすぐ近くまで民家があって、生活道路の除雪がそのままスキー場へのアクセス道路の確保になるのなら、それもよいでしょう。しかし、スキー客だけのために県道分岐点からの町道4キロという、かなり長い距離を別途莫大な町費をかけて除雪することが、本当に神河町にとってプラスとなるのでしょうか。

また、5万人余りと甘く見込んでいるスキー客数の当てが外れた場合、つまり、きょ

う配付されました整備計画の資料によれば、収支の損益分岐点である3万7,000人を下回った場合、無用の長物となるリフトのメンテ、さらに廃棄処分時の除却費用等には辺地債は充当できず、全てを町が負担することになります。つまり、辺地を抱えながらも全域が過疎地とは言えない神河町では、ソフト部分でも使える過疎対策事業債を起債できないからであります。また、株式会社は決してその責任をとってはくれないのであります。さらにつけ加えるならば、県の全面的な支援を受けてという当局の独断的な説明は全くの眉唾物であります。

山名町長は、スキー場は旧大河内町民にとって、長年の悲願であり、夢であったとおっしゃいます。議員や町民の皆様は、その夢をともに見るために、貴重な1,300万円のお金を使うつもりですか。8億円を使い、子孫に厄介事を押しつける気ですか。仮に、スキー場へたくさんのお客さんが来たとしても、町民の皆様が経済的に潤い、精神的にも満足できるのでしょうか。私は決してそうは思いません。ある程度のリスクを覚悟して取り組まなければ成果物は得られないという言い分も一理はあります。しかし、少しでもリスクを減らすために事前に十分な検討を加えて判断するのが責任者のとるべき姿勢でしょう。さらに、子孫にマイナスの遺産を残さないことは親としての最低限の務めであると思います。少なくとも管理会社の説明を丸のみしないで、まずスキー場経営の収支見込みについての詳しい資料を作成して方向を見定めるべきであって、それも行わずに早急に環境アセスメント調査に入るのは時期尚早であると私は信じます。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論を求めます。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。私は本議案に賛成の立場で討論いたします。

ただいまお二人の反対意見を拝聴しながら思ったんですけども、何事にしても新しいことを始めるには見方がいろいろあります。プラス思考で見るかマイナス思考で見るか、これは私の思いです。私はこのたびのスキー場はプラス思考で見えております。ですから、何事にもチャンスというものがあります。今が全くそのチャンスなんです。8億円の地方債がつく見通しであるというのも、今、地方再生という国の方針がその方向に向いているから今がチャンスなんです。これをじっくり吟味して来年、再来年と時を延ばしたら、その8億円の財源は見込めません。今であるからこそ、今この時期を逃してはなりません。今は絶好のチャンスと思います。

議員の皆さん、議員控室で石破大臣の演説を聞かれた、挨拶を聞かれたと思いますが、今まさに地方創生元年として石破大臣がおっしゃったのは、たくさん地方自治体、約1,800ほどの地方自治体があるそうなんですけども、その中で地方自治体、何もしない自治体には何も応援しませんよ、また努力する地方自治体にはそれなりの手を差し伸べますよという、はっきりとした明言がありました。ですから、今がチャンスなんです。ですから、何事ももし失敗すれば、それはもう必要なことなんです。勢いにまっ

て何事もそれいけどんどんでは、心配は残ります。しかし、今だからこそできるこの事業なんです、これは。私はそのように深く確信しております。これをじっくり考えて、来年、再来年、先延ばしすれば財源はつきません。恐らくつきません。ですから、今できること、それから将来の孫や子に負の遺産を残すという心配の発言がありましたけども、これはそうじゃなしに、これが引き金になって神河町が地方消滅自治体から救われるやもしれぬという一つの、これは手段であります。スキー場が完成して5万人の集客がふえれば播但線の利用率も上がって、福崎どまりの播但線が寺前まで延びるという可能性が望めます。また、県道8号線、加美穴栗線の通行量がふえてきますと、坂の辻峠の完成にも大きくプラス要因としてつながってきます。ですから、将来の交通網、孫や子の時代にトンネルができて便利な生活、町の活性化につながるという未来に明るい兆しのある、今が一步なんです。ですから、何事にも見方、考え方によってプラスになるかマイナスになるかというふうなことで、心配されることももっともだと思いますけど、何事にも新しいことにチャレンジするにはリスクがあるし勇気が要ります。今、勇気を持って取り組んでいくべきだと思います。今がチャンスです。以上です。私はそのような理由で賛成の討論とします。

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論を求めます。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論を求めます。賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第45号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第45号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

午前10時17分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

次に、第46号議案、平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計予算に対する討論に入ります。

討論ございませんか。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第46号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第46号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第47号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第47号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第47号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第48号議案、平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第48号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第49号議案、平成27年度神河町介護保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第49号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第49号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第50号議案、平成27年度神河町土地開発事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第50号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第50号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第51号議案、平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第51号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第51号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第52号議案、平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第52号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第52号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第53号議案、平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第53号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第53号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第54号議案、平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第54号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第55号議案、平成27年度神河町水道事業会計予算に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第55号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第55号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第56号議案、平成27年度神河町下水道事業会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第56号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第56号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第57号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第57号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第57号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第58号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第58号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第 5 8 号議案 平成 2 6 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）
.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、第 5 8 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 6 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）でございまして、3 月 1 7 日に補正予算（第 6 号）を議決いただいていたところでございますが、以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の主な要因は、地域人づくり事業でございます。この事業につきましては、平成 2 7 年度で予算化していますが、財源を有効活用するため平成 2 6 年度県予算残について申請しましたところ、配分されることが決定されましたので、平成 2 6 年度予算に計上した上で、その金額を平成 2 7 年度へ繰り越すするものでございます。歳入では、地域人づくり事業県補助金 1, 0 0 0 万円、歳出で地域人づくり事業委託料 1, 0 0 0 万円の増額補正をいたします。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 6 億 7, 2 9 4 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。なお、平成 2 7 年度予算分につきましては、改めて補助金確保に努めてまいります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9 番 三谷 克巳君） 9 番、三谷でございます。6 ページで、これは 1, 0 0 0 万円県の補助金をもらって、1, 0 0 0 万円委託料という形で支出をするという計上でございますが、具体的にこの事業の内容というんですか、それと委託先等はどのようなことを想定されているか、お尋ねします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。これにつきましては、2 7 年度当初予算で御説明申し上げましたように、モンテ・ローザとリラクシアと観光交流センターにおける雇用に充てたいということで、2 7 年度の部分を 2 6 年度に先食いさせていただくというふうなものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

ほか質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第58号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第58号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 承認第1号

○議長（安部 重助君） 日程第8、承認第1号、神河町子ども・子育て支援事業計画及び神河町次世代育成支援対策推進行動計画策定の件を議題といたします。

事務局、承認第1号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

承認第1号 神河町子ども・子育て支援事業計画及び神河町次世代育成支援対策推進行動計画策定の件

○議長（安部 重助君） 承認第1号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第1号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認議案は、神河町子ども・子育て支援事業計画及び神河町次世代育成支援対策推進行動計画策定の件でございます。平成27年4月から施行されます子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期といたします神河町子ども・子育て支援事業計画とあわせて神河町次世代育成支援対策推進行動計画を策定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

詳細説明を住民生活課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。お手元に配付してございます神河町子ども・子育て支援事業計画、神河町次世代育成支援対策推進行動計画概要版に基づいて説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただいて1ページをお願いいたします。黄緑色の大きな囲みの計画策定の背景及び趣旨でございますが、その前にこの計画の策定の根拠について述べますと、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、同法61条により5年を1期と

する子ども・子育て支援事業計画を作成することが義務づけられました。このことにより、平成26年度に11人の委員により6回にわたる子ども・子育て会議で協議を行った結果、本支援事業計画案を策定したわけでございます。

資料に戻ります。計画策定の背景及び趣旨についてです。1つ目の赤色のダイヤモンドのところですか。急速な少子高齢化の進行を背景に、神河町では子供や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。2つ目のダイヤモンドです。国では、子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て関連3法を制定し、新たな次世代育成支援のための制度となる子ども・子育て新制度を平成27年4月から導入することとなりました。財源は消費税改定分から約1兆円が確保されることになっています。

子ども・子育て新制度の概要についてです。概要は以下の3点です。1つ目、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、認定こども園制度の普及促進など。2つ目、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、従来ばらばらだった認定こども園、幼稚園、保育所の財源を一本化、地域型保育事業等の新たな保育サービスの創設など。3つ目、地域の子ども・子育て支援の充実、利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業や学童保育クラブなど既存の地域子ども・子育て支援事業の充実など。国では今までは保育所は厚労省所管、幼稚園は文科省所管であったものを、内閣府に子ども・子育て本部を設置し推進体制を一元化しました。

次に、計画の性格と位置づけについてです。本計画は、子ども・子育て支援事業計画と、平成27年度から延長されることになりました次世代育成支援対策推進行動計画を包含して策定しております。

計画の期間についてです。本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の第1期として推進します。

2ページをお願いします。神河町の子供の動向についてです。本町の年少人口ゼロ歳から14歳までは、人数、総人口に占める割合とも年々減少し、平成26年10月末現在では1,388人となっています。

計画の基本的考え方についてです。計画の基本理念は、「子どもたちが愛情にまもられて育つまちづくり」です。これは神河町長期総合計画基本計画の3つの目標のうちの「愛・やさしさ」の中のまちづくりの柱の1つであります。このことにより、本計画と長期総合計画の整合性を図りました。

計画の基本目標ですが、大きく6つに分かれています。1の「地域ぐるみで子どもを育てていくために」から、6の「安全安心に生活するために」まで項目を分けています。本編の29ページから31ページまでに詳細を掲載しています。

4ページをお願いします。施策の展開についてです。6つの基本目標とその取り組み、主な事業、施策を掲載しております。本編の32ページから46ページに詳しい内容を記載しております。

6 ページをお願いします。子ども・子育て支援事業の推進についてです。赤色のダイヤマークで、「子ども・子育て新制度の基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、その量の見込みとそれを確保するための内容を定めることとされています」としています。これらは昨年3月にニーズ調査をゼロ歳から小学校6年生までを対象に行ったことをもとに算定をしています。ブルーの丸印のところで、教育・保育給付事業の量の見込み及び確保の方策ですが、この表を見ていただくと量の見込みとその確保について充足していることがわかります。

次のブルーの丸印のところの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策ですが、これも量の見込みとその確保について充足していることがわかります。

しかしながら、7ページの病児・病後児保育事業、真ん中辺でございまして、についてのみニーズは少しあるのですが、受け入れが確保できておりません。広域で実施するとか、公立神崎総合病院の北館改築時に合わせて受け入れをしてもらえないか等、模索中でございます。

学校教育・保育事業等の確保体制と計画の推進及び進行管理につきましては、子ども・子育て会議で点検・評価を協議してまいります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

承認第1号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。ただいまの説明資料の4ページの一番下です、基本目標3、親子が健康に過ごすために、ずっと系統図があるんですけども、その主な施策というところで、妊婦健康支援事業、乳幼児相談事業、これに関連してなんですけども、妊婦が出産する前にC型肝炎に感染しているか検査をして、もし感染していたらその新生児にワクチンを接種すると、その子は母子感染がなくなるという報道があったんですけども、そういった手当てが用意されているのかどうかということが尋ねる1点です。

もう1点、5ページの基本目標5の子供の権利尊重と要保護児童への対応と、ずっとこれ6段階あるんですけども、この6段階の中に、問題を抱える子供に対する施策がどれに該当するのか。最近、河川敷で18歳の少年が中学1年生の生徒を殺害したという事件があって大きく社会問題化されて、それに対する国のほうでの骨子案がテレビ報道されました。学校は3日間欠席したら、その子供の安否確認に学校から行く。それから、それが1週間以上になると教育委員会へそのことを報告するとあったんですけども、教育委員会がそれを受けてどうするのかという報道がなかったので、問題を抱える子供たち、また、今言いました、長期欠席の子供が教育委員会に報告された場合に教育委員会はどのように対応して改善を図られるのかという、この2点をお尋ねします。

○議長（安部 重助君） まず1点目に、健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。まず1点目の、いわゆる妊婦健診時における妊婦さんの、C型肝炎にかかっているという方に対する対応ということでの御質問だと思っております。このことにつきましては、定期健診というものをそれぞれの妊婦さんがそれぞれの医療機関において健診をされておられます。当然ながら、そういった血液検査等は実施をされておられると思いますので、そういった対応は医療機関のほうでできておるものと私どものほうは承知しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 2点目、住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。問題を抱える児童等の質問でございますが、当町におきましては、ここにも書いておるんですが、5ページのちょうど真ん中ほどの点線の四角のちょうど真ん中ですね、要保護児童対策地域協議会の運営というのがございまして、これは教育委員会、住民生活課、そして民生児童委員さん、また学校関係者、そして姫路こども家庭センター、時と場合によっては福崎警察署で協議をしまして、例えば長期欠席がある児童・生徒等が出た場合は、これは学校のほうから困ってるんだということで、わかりましたということで、事務局が住民生活課ですので、関係方面、地元の民生委員さんにも来てもらって協議をします。具体的には、特に学校のほうが生徒指導の先生であるとか担任の先生が、もし欠席が出るとどうしているんだということで家庭訪問を、僕が知っている限り週に1回は、もし長期、例えば2週間とか3週間とか来てなかったら、毎週どうだということで伺いをし、ぜひ学校に来てもらわんといかんし、顔だけでも見せてくださいということで安否確認をし、そして粘り強く登校を促すというような形で、まず安否確認と登校の促しということで、学校と要保護児童対策地域協議会一体となってそういった取り組みをしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） まず1番目の、妊婦が血液検査でC型肝炎に感染しているかどうか検査はしているというふうなことで、それで陽性反応が出て肝炎にかかっている場合は、もちろん治療されるわけですね。最近のテレビ報道によりますと、C型肝炎が90%完治するという新薬が健康保険に適用されてるという報道がありましたので、そういった神崎病院でそれを対応が可能なんですね。血液検査で反応が出なければいいんですけど、もし。それと、肝炎にかかった場合は、血液検査はした結果、母親が感染したら子供のワクチンの接種を、さっきお尋ねしたんですけども、その回答がなかったんですけども、そのことを再度お尋ねします。

それから、2点目の問題を抱える子供に関する事で、住民生活課と学校の連携は今の説明で、学校から担任の教師が家庭訪問をして顔だけでも見せるようにいうふうな、安否確認はできてるということですね。それから、地域の民生委員さんとか地域が協力し合って何とか登校するようにという、住民生活課とのつながりはわかったんですけども、

さっきの国の骨子案では教育委員会に報告するとあったんですけども、教育委員会に報告があった場合、教育委員会の対応はどうかということをお願いします。

○議長（安部 重助君） 1点目、健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。まず、そういった、今、小林議員の御質問の中で、あくまでも医療行為というところがございまず、我々がそこまで内容等についてはまだ把握をしてないというところで、回答にはならないかとも思うんですけども、それぞれの医療機関で医師、ドクターが対応されておるであろうと私どものほうは思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 2点目、教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田でございます。教育委員会につきましても、先ほど住民課長から申しあげました会議、ケース会議という会議には当然、担当者も私も出た上で連絡調整をしておりますし、毎月あります校長会でもそういう問題があった場合には、報告を受けて即座に対応するような体制をとっておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） まず最初の、保菌してるということがわかって、あとはもう医療行為に任せているというふうなことなんですけども、神河町は町立の病院がありますので、そこの横の関連のつながりを何とか生かせないものか、もし保菌されてたら、今は医療が進んですばらしい薬が処方できますよ、完治しますよというふうなことにすれば、親子ともども幸せにつながると思うんで、そういったことを指導していただけるように望みたいんですけども。それと、新生児のワクチンを接種するということで母子感染がなくなると、不安材料がなくなるというふうなことなので、ただ検査して医療機関に後お任せじゃなしに、口頭でも何かの形ででも妊婦さんにそういったことを指導されてはいかがかと思えます。

それと、もう1点の問題を抱える子供、そういった児童に対する取り組みはわかったんですけども、今現在、そういった対象をしている児童があるのかないのか、神河町で。ないことを望みたいんですけども、実際そういったことがありましたらお聞かせください。

○議長（安部 重助君） まず1点目、健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。同じような回答になるかもしれませんが、まず妊娠をされたということで妊婦さんで母子手帳の交付のお届けには来られます。ところが定期健診については、当然ながら保健師もかわるべきところについては、そういった相談というところについては対応させていただいております。ただし、先ほど申しあげましたように、医療的なところの部分については、たとえ保健師といえども、そういった指導というものができののかできないのか、またそういった情報がどういった形で入ってくるのかということもございまずので、例えば相談に来られたときにそういった血液検査でそういった異常はなかったのか

どうかということの確認はとれたとしても、そのときにそういった状態であればそのことについて医療機関でもう少しそういった対策というんですか、をとっていただきたいというような、そういった指導はできるかなというように思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田でございます。今の質問でございますが、今年度につきましてケース会議をやった状況もございますが、内容につきましては、この会の中では控えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

承認第1号を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 承認第2号

○議長（安部 重助君） 日程第9、承認第2号、神河町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定の件を議題といたします。

事務局、承認第2号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

承認第2号 神河町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定の件

○議長（安部 重助君） 承認第2号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第2号の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認議案は、神河町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定の件でございます。このたび第5期介護保険事業計画の期間満了に伴い、本計画を策定し、議会の

承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明を健康福祉課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。それでは、承認第2号の詳細について御説明申し上げます。

我が国では、少子高齢化が進み、生産年齢人口、いわゆる20歳から64歳の方でございますが、約4人で1人の高齢者を支えておりますが、平成37年度には約2人で1人を支えなければならなくなると言われております。いわゆる超高齢社会になると予想をされております。平成の時代が変わり、少子化、核家族化、女性の社会進出等により、社会や家族のあり方が急速に変化し進んできてまいります。このような超高齢化社会と高齢者を支えてきた家族をめぐる状況の変化から、平成12年4月に高齢者を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度がスタートをいたしました。高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者に対する福祉の措置の実施等に関する計画を定めるものであり、介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定に基づき、本町における要介護や要支援者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用等を勘案し必要なサービス量を見込み、これらのサービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるものでございます。

ここで策定委員会で開催をしました内容等について、若干説明をさせていただきます。本計画に際しましては、平成26年7月24日に地域の代表3名、保健・医療関係者の代表2名、福祉関係者の代表3名、被保険者の代表4名、識見を有する者2名、合計14名に、第6期介護保険事業計画策定委員に委嘱をさせていただきました。策定委員会開催経過につきましては、同日第1回目の策定委員会を開催させていただき、高齢者の現状及び介護保険制度の実施状況とアンケート調査について説明をさせていただきました。第2回目を11月20日に開催し、アンケート結果分析と第6期計画の素案について審議をいただいております。第3回を2月27日に開催し、第6期計画案、施設整備の方向性、介護保険料等について審議をいただき本計画案ができたところでございます。

本計画の位置づけは、高齢者の福祉、保健、医療、介護、生きがいや社会、住みやすいまちづくりなど、高齢者施策全般に係る行政計画であるとともに、住民の参画及び行政との協働により推進を図るものでございます。計画の内容につきましては、序章で計画の趣旨、位置づけ、体制について、第1章で町の状況、第2章で基本理念と施策体系、第3章で計画の目指すもの、第4章で施策の展開、第5章で介護サービスの充実と質の向上、第6期介護保険事業計画を記述しております。

ここで基本理念を、「共に支える 安心・健康・いきいきかみかわ」とし、支援を必要としている高齢者を初め、誰もが地域全体の支え合いを通じて、長年住みなれた神河町の中で、自分自身も地域の支え合いの一翼を担うことで、生きがいを感じ、安心して

住み続けられるようなまちづくりを目指すものであります。

施策の体系としまして、基本目標、施策分野、施策内容で記載をしておりますが、基本目標を2本の柱で掲げております。1つ目が、「共に支え合う福祉のまちづくり」、2つ目が、「高齢者の健康づくりと生きがいづくり」でございます。この2本の基本目標を推進するため、施策分野別、施策内容ごとに記載をいたしております。1つ目の「共に支え合う福祉のまちづくり」につきましては、保健、医療、福祉の関係者を初め、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムについて総合的かつ効果的なサービスが提供できるよう、地域包括支援センターが中心となりまして地域包括ケアシステムを推進してまいります。

さらに、高齢者が安心して自立した生活を継続をしていくためには、ひとり暮らし高齢者を初めとした日常生活に不安のある高齢者に対して、生活の支援や日常的な見守り、緊急時における支援等が必要になります。介護保険サービスの整合性を図りながら、その他の福祉サービスが効果的、効率的に提供できるよう体制を整備するとともに内容の充実を図ってまいります。

2つ目の「高齢者の健康づくりと生きがいづくり」につきましては、豊かな経験、知識、技術を持たれた高齢者が健康で生きがいを持ち積極的に社会参加していくことは、介護予防や認知症予防につながるだけでなく、社会全体の活力を維持するためにも必要であり、高齢者の就労や生涯学習、さまざまな人との交流など社会参加と仲間づくりの機会の場と創出に取り組みをいたします。

介護サービスの充実と質の向上につきましては、まず主要施策の将来展望などを総合的に勘案し、計画期間における需要量を見込み、保険料の決定をすることとしております。そのフローを簡単に申し上げますと、まず被保険者の推計を行う。その次に、要支援・要介護認定者数等の推計を行う。その次に、サービス利用状況の分析を行う。そして、そういったものを勘案しまして、サービス見込み量を算出する。これらのデータを保険料の算出のもとといたします。以上の流れから算定をいたしまして、保険料基準額は月額5,700円、年額6万8,400円といたしたところでございます。

この計画の概要版の策定はいたしておりませんが、パンフレットの策定また町ホームページの掲載を行う予定といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

承認第2号に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。高齢者福祉及び介護保険につきまして、社会福祉協議会の会長である中野正義氏を会長とする第6期の介護保険事業計画策定委員が選出されて、今の説明では3回の会議を経てこの計画を策定したと。26年7月、11月、ことしの2月ということで報告がございました。その中で特にアン

ケートの結果分析、それから、この計画書の策定の段階で特に委員の中で問題になったような点があったのかなかったのか、あればその点を教えていただきたいというのがまず1点。

もう1点につきましては、この計画書自体はコンサルティング会社のほうに多分委託されたんだろうとは思いますが、そつない報告書には仕上がっているとは思いますが、それは認めるんですけども、せっかく第1号被保険者だけに限らず第2号被保険者の1,500人を対象にアンケート調査をされたということでございますので、アンケート結果を分析した結果、我が町ではどういう特徴があらわれたのか。それから、一番問題となる点はどの点なのか。それから、それに対してどのように取り組むのか。次の問題は、次点の問題は何なのかというふうな順序でまとめておいたほうが、やっぱり我が町の特徴というのをはっきり出ると思っています。だから、計画書として策定するにはこういう様式をとらざるを得ないかもしれませんが、やはり内部資料というか、その辺のところではやっぱりきちっとその順番で押さえるべきだと私は思っていますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。まず、この策定委員会の中でどんな問題があったのかというところでございますが、端的に申し上げますと、まず高齢者の最期のみとりをどうするんだというところの、いわゆる地域包括ケアシステムというところにもつながるかとは思いますが、それのところについてもっと十分検討する必要があるでしょうという御意見をいただいております。それとあわせて、いわゆるサービス量の増加傾向にあると、その対策を今後どう進めていくのか。いわゆる介護予防をどう進めていくのかというところにも重点を置くべきであろうというところについても御意見等、そういった提起をいただいております。

その次に、アンケートの中で特に要介護者というんですか、要支援、要介護者の中で介護を、要するに介護認定者と、その中にはいわゆる介護をする方と両方のアンケートもいただいております。その中で、やはり将来的なことを見ますと、在宅で介護を進めていきたいというところがあります。ところが、どうしてもそういった家族構成の中で、そういった施設に頼らざるを得ないというところのアンケートの内容等も出てきております。

もう一つ、これは割と極端なアンケートの結果なんですけども、いわゆる高齢者の方については、当然ながら老後というんですか、その方々については自宅、いわゆる在宅介護で受けたいと。ところが、今度は介護をされる方、いわゆる2号被保険者ですね。そういった方々の対応、対応と言ったらおかしいですけど、は希望されるのは、まずそういった自分の親が要介護が必要となる場合に、やはり施設というところに重きを置かれておるといような極端な結果が出ております。そういったところにおいては、当然ながら当人というんですか、高齢者の方と介護をする側というものについて、大きな差

が生じておるといふのも現実でございます。

あと、この中で計画等については、議員御指摘のとおりコンサルには出したわけですが、内容等についてはそういった策定委員さんの中からも意見をいただいたものを、まず担当課のほうで集約をしまして、文言的などところについても若干そういった業者にはお願いをしたところですが、いずれにしても、最終的には担当課の担当職員等で、またそういった関係職員等で内容等について最終的なそういった文言等の調整についてはさせていただいたというところがございます。まずこの辺のところについては、今回私どもが業者丸投げという形をとらずに、自分とこでできるものということについて全てこちらのほうでも対応させてもらったというところがございます。そういった中でまず1回目、2回目、3回目を開く間の期間がどうしても時間がかかってしまったというところもございます。

そういったところで、まずこういったものについて今後どう進めていくかというところについては、まず介護予防を今後どう進めていくかというものは、私どものほうでは一番大きな課題になっておると。それと、少なくともそういった要支援、要介護者をいかに少なく、町内の方が少なくなるような進め方をどうしていくかということが、この計画の中でも若干は書いておるわけではございますが、今度は実際にその事業の展開という中で進めていく考え方というものを、この3年間というよりも、初年度であります27年度において明確化する必要があるというようには思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 今申されました問題点といえますか、介護認定者、介護を受ける者とそれから介護をする者の意識の差というのがあるということは、この報告書の中で随所にそれをちりばめてはあるんですけども、きちっと明言がされてない。ですから、やはり、もしコンサルティング会社に投げたのであればこういう書き方は仕方がないとしても、もし町の職員でまとめるのであればアンケート1,500名を対象にこういう形でやって、神河町としては一番問題なのはこの意識の差なんだよということをやっばりきちっとそういった順番を並べて、問題点を掲げた上で次の各論に入っていくというのが一番望ましいのではないかなと私は感じましたので、そのように申し上げたわけです。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） ありがとうございます。確かに議員がおっしゃるように、そういった形で今、私どものほうがちょっと反省するところであるなというように思っております。このことにつきましては、また職員等にも周知をしまして、こういったところについては、今度は実際に事業を展開する上でそういったところも踏まえて、そういった住民のニーズがあるよ、またはそういった思いがあるよというところを踏まえまして事業の展開を進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

ます。

○議員（2番 藤原 日順君） よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。広域行政の関係で、ちょっと私、よう読み切っておりませんので、書いてあればそれで結構なんです、町長の冒頭の挨拶の中で下段のほうに、「神崎支庁舎・保健センターに配置した地域包括支援センターを核としたソフト事業や、地域医療の中核拠点である公立神崎総合病院や神崎郡医師会等と連携して地域包括ケアシステムの構築を行っていきます」というような挨拶があるんですね。このことについて、なぜこんな話をするかというのは、病院の一つの取り組みの中で一度、多可町のほうからそういった取り組みの実績いうんですか、について説明を受けて、それを受けて神崎郡としても広域的な取り組みを検討していくんだと、健康福祉課長とそれから担当者をメンバーとして。そういうことで町長のほうの方針が示されておるんですが、ちょっと私、よう読み切っておりませんので、またその辺がどこに書いてあるかいうことを説明していただきたいんですが、私が見た範囲では73ページにこの包括的支援事業という言葉が書いてありまして、地域包括支援センターの運営というようなことで、いろんな行動計画が書いてあるんですが、いわゆる広域的な取り組みについてのものがちょっと見えにくいんですね。そういったことがこの計画策定の段階で議論されたのかどうか。それから、もし議論しているけども、この計画はあくまでも神河町の方であるので、広域的なことは別に置いておりますということであれば、やはりこの計画は神河町だけがつくるとるんじゃなしに市川町も福崎町もつくっておられますので、やはりこの段階で、どっかに書いてあればそれをもう一遍教えていただきたいんですが、もし欠落、そのことが具体的に書いてないとすると、ちょっとこの地域包括ケアシステムの構築いうのが非常に、27から29の3年間も大切なタイミングだと思いますので、その辺についてどうでしょうか。お願ひします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。まず、広域的なというところでございますが、確かに今、我々のほうでいわゆる神崎郡3町で広域的にこの地域包括ケアシステムというものが構築できないかということのいわゆる調査研究を行っております。実際にできるものとできないものというものが、恐らくそこで明らかになってくるであろうと思います。今回のいわゆる第6期の介護保険事業計画の中には広域的という広域という言葉は入れてはございません。あくまでも神河町独自というような形での見方でございます。それはどこにあるかといいますと、この資料でいいます25ページに計画の目指すもの（総論）というところで、そこは「共に支え合う福祉のまちづくり」（地域包括ケアシステムの推進）ということで記載をしておりますが、私のほうの冒頭に御説明をさせていただいた内容等について、このところには

記載をさせていただいておるといところでございます。したがいまして、広域的なところは、今はそういったあくまでも広域的に取り組めるか取り組めないかということの調査研究という状況でございますので、このものについてはちょっと今のところは入っていないということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ここには記載されていないけれども、ちょうど病院の関係もありますんで、当然、今度北館の改築がすぐ、まず基本計画が出てくると思うんですね、まず構想からかもわかりませんが。そういったことがありますので、やはり受けとめるサイドから言うとそういったことがちょっと書いてあると、非常に総合的な見地でこれがつくられたというように思うんですが、当然のことですけれども、やっぱりこれをもって市川町や福崎町のほうに発信してもらおうんだというように期待しております。ただ、課長の話の中で、それも踏まえておるけども、広域的なものについてはここには掲げてないというように理解して、頭の中では十分それがあるというように判断します。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

承認第2号を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 承認第3号

○議長（安部 重助君） 日程第10、承認第3号、神河町第4期障害福祉計画策定の件を議題といたします。

事務局、承認第3号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

承認第3号 神河町第4期障害福祉計画策定の件

○議長（安部 重助君） 承認第3号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第3号の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認議案は、神河町第4期障害福祉計画策定の件でございます。このたび第3期障害福祉計画の期間満了に伴い、その基本的方向を示すものとして第4期障害福祉計画を策定しましたので、議会の承認を求めるものでございます。

詳細説明を健康福祉課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。それでは、承認第3号の詳細について御説明申し上げます。

我が国では、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現に向け、近年のたび重なる制度改正を経ながら、さらに議論を深め、施策の充実に向け歩みを進めています。神河町におきましても、こうした法改正の動きをしっかりと捉え、最大限に基本的人権が尊重され、障害のある人もない人も誰もがともに尊重し合い、支え合いながら生き生きと暮らすことができる社会をつくるために、平成24年に策定しました神河町障害者福祉計画の基本理念である「地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ」のもと、第3期障害福祉計画を策定し、全ての障害のある人が地域で安心して生活できるような総合的な支援を推進しているところでございます。障害のある人が社会の中で特別な存在ではなく生き生きと暮らすことができる町は、障害のない人にとっても住みやすい町となるはずでございます。そして、これを実現していくことが神河町の魅力を高めることにもつながると思っております。

このたびこの本計画に際しまして、策定委員会の関係について若干報告をさせていただきます。平成26年7月31日に福祉施設関係者4名、障害者の代表1名、介護者の代表2名、町社会福祉協議会代表1名、識見を有する者1名、町職員2名の合計11名に第4期障害福祉計画策定委員に委嘱をさせていただきました。策定委員会開催経過につきましては、同日に第1回の策定委員会を開催させていただきました。障害福祉計画策定、障害者の状況、障害者福祉サービス等利用状況、相談体制についての説明を行い、意見等をいただいております。

第1回目の委員会を振り返りまして、急遽グループ会議の開催を検討いたしまして、9月9日に施設等関係者以外での委員で開催をさせていただきました。そこでまた新たな意見等を聴取をさせていただいております。また9月12日には施設等関係者の委員で会議を構成しまして、その中でも同じように多数の御意見を聴取をさせていただいております。このものを受けまして、第2回目を12月2日に開催をさせていただきました。第4期障害福祉計画の素案について審議をいただいております。また第3回目を2

月18日に開催し、第4期障害福祉計画本案について審議をいただき、本計画案ができたところでございます。

本計画の位置づけは、障害者総合支援法第88条で定める市町村計画で、障害者福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を目的とした実施計画として位置づけをされております。

計画の内容につきましては、第1章で計画の策定、第2章で町の状況、第3章で基本理念、第4章で障害福祉サービスの充実、第5章で目標値の設定、第6章で計画の推進体制を記載をいたしております。

基本理念を「地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ」とし、誰もが差別されることなく安心した生活を送ることのできる社会を基本とし、さらに住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すものとしております。

計画の基本方針といたしましては、4項目掲げております。1つ目が相談支援体制の充実、2つ目が地域生活移行支援体制の充実、3つ目が就労支援体制の充実、4つ目が障害児支援体制の充実を掲げまして、基本指針の実現に向け施策を展開することとしております。

目標値の設定につきましては、国の基本計画及び兵庫県の策定方針を踏まえ、平成29年度段階での目標値を設定をいたしております。この目標の達成が図られるよう、関係機関と連携し障害福祉サービス等の充実に努めてまいります。

次に、計画の推進体制につきましては、庁内の推進体制は関係課との密接な連携を図る。また地域との連携は、町社会福祉協議会、医療機関、民生児童委員、障害者団体、サービス提供事業所等の連携強化を図り、国・県等の連携につきましては、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など共通する課題に適切に対応できるよう、近隣市町また県等との連携を図ってまいります。

策定体制としましては、今後少なくとも年に1回、同委員会において個別事業の進捗状況を把握し、分析評価を行い、必要があれば計画の変更や見直しを行うこととしております。

最後に、本計画が承認をいただければ関係団体等への配付を予定をいたしております。また、計画の概要版の策定はいたしておりませんが、町広報等を通じての報告と町ホームページの掲載を行う予定にいたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

承認第3号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。説明資料33ページ、手話の奉仕員養成研修事業についてお尋ねします。これは現状の分析としては、「現在研修は実施していません。」今後の方向性としては、「養成研修への参加者が少数と見込まれるため

広域での開催等を検討します」とあるんですけども、手話言語法を取り入れる自治体がふえつつあります。手話はやっぱり言語であり、今後ますます取り組んでいかなければならない分野であると思います。ですから、現在何も実施していないというところにちょっと疑問点があるんですけども、手話は実際、手話サークルあおぞらが、この隣の保健福祉センターで金曜日、午前中にあるんですけども、そこへ行けば2時間ほど実際練習ができるんですけども、私の場合は午前中時間がとれない場合は、NHKの教育テレビで手話ニュースいうのを毎日放送しております。昼のニュースと夜の8時45分から、毎日手話ニュースをやっております。それから、日曜日には「みんなの手話」といって、本当に初心者からわかるように丁寧な教室があります。ですから、そういった番組を収録しておいて、私の場合は寝る前にそれを見て学習するわけなんですけども、一朝一夕には身につくものではありません。しかし、そういった手話のニュース、同じテレビ番組を見るのであれば、そういった手話の番組を見ていたり、そういった手話の番組に接することによって知らず知らずのうちに単語が少しずつ身についてきます。1つ2つ単語が身につきますと、うれしく感じるものです。ですから、お金をかけなくても地域の住民にそういった手話教室の番組見てくださいよ、毎日ニュースは手話ニュースを見てくださいよというふうな運動を展開されたらいかがなものかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。確かに、議員おっしゃるとおり、やはりこういった手話のできる方というのが町内にはそうたくさんおられません。また、そういった関係で昨年8月にまず1回目のという形でそういった教室というものを神崎の支庁舎で開催をさせていただきました、特に夏休みということもありまして、子供さん達にも参加をしていただければというような形でまずは昨年開催をさせていただきました。ところが、やはりどうしても手話というものを、確かに私も実際にもっと回数をふやさないと、1回で身につくものではないというものは実感をいたしております。そういったところで、ここにも現在、研修は実施をしていないというのは、これ現状でございます。ところが、この現状をそのまま置いとくのではなしに、まずこれを少なくとも神崎郡3町なら3町で広域的にこういった研修を進める必要があるでしょうということを、まずここではうたっておりますし、その実現に向けて27年度からそういった各町の手話サークル、またそういった団体等との調整を図りながら、いわゆる手話の普及という形については進めていく必要があるというふうには思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 手話教室、年に何回かあるということは存じております。私も最初は1週間手話教室に通って、1週間手話教室に行ったぐらいでは自分の名前が手話で表現できるかできないかぐらいなことです。本当にイロハのイでしか、ほんの入

り口です。ですから、よう覚え切れなかったら、手話サークルの方がよかったら毎週練習やってるから来てもらっていいよという声をかけてもらって、時間のとれる範囲内でお邪魔してるわけなんですけども、今、課長おっしゃったことは最初の答弁と変わりなくて、そういった町独自で、また地域連携ですということが必要なことなんです。これは必要なことで否定はしません。ですけども、地域の住民さんに番組で手話に接してはどうかということをしてPR、できれば、録画ということは無理なんでしょうね、著作権の問題があるのでNHKの番組であっても、ケーブルテレビでそういった番組を録画して放映してもらったら、まちかどウィークリーなんかは同じ番組がもう十分過ぎるほど放映されてますので、ああいった番組の中でも続けてでもちょっとでもそういった手話の番組に触れてみてはいかがですかというふうなPR活動、住民に関心を持っていただくことは何もお金がかからないと思うんです。そういった方向に取り組んでいただけたらありがたいと思うんですけども、最初の答弁に関係のない答弁をいただいたように思いますので、その辺の思いがあるのかないのか。無理なら無理の理由を聞かせていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 大変申しわけございません。そういった広報等については、方法をこちらのほうも探りながらいろんな手だてというんですか、そういった方法を、またそういった場面でそういったところにおいても、広報活動というものはする必要があるとは思っております。したがって、そういったことにつきましては、今後、できることから一つずつ広報を進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

承認第3号を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 承認第4号

○議長（安部 重助君） 日程第11、承認第4号、神河町新型インフルエンザ等対策行

動計画策定の件を議題といたします。

事務局、承認第4号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

承認第4号 神河町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の件

○議長（安部 重助君） 承認第4号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第4号の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認議案は、神河町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の件でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき本計画を定めるため、議会の承認を求めます。

詳細説明を健康福祉課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。それでは、承認第4号の提案の理由及び内容等について御説明を申し上げます。

国において平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定をされ、平成25年4月1日より施行されました。これを受け、国では平成25年6月7日に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が策定され、その内容等を踏まえ兵庫県では平成25年10月22日に兵庫県新型インフルエンザ等行動計画が策定をされました。神河町におきましても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき、神河町新型インフルエンザ等行動計画を策定するものでございます。その内容は、兵庫県の行動計画に基づき、1つ目が対策の総合的な推進に関する事項、2つ目に新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供、3つ目に住民に対する予防接種の実施及び蔓延の防止に関する措置、4つ目に生活環境の保全、住民の生活及び地域経済の安定に関する措置、5つ目に対策を実施するための体制に関する事項、6つ目に対策の実施に関する他の地方公共団体その他関係機関との連携に関する事項を行動計画で策定をいたしております。

このものにつきましても、策定委員会というんですか、会議を開きました経緯について御説明をさせていただきます。本計画に際しましては、平成26年10月2日に公立神崎総合病院職員、役場関係課としまして総務課、住民生活課、教育課等の職員で庁内会議を開催をしまして、素案について説明を行い、意見聴取をさせていただいております。その後、県の指導も仰ぎ修正を加え、平成26年12月8日に兵庫県、姫路消防局、神崎総合病院、郡医師会、保育所、介護保険施設、役場関係課としまして総務課、教育課、

住民生活課、健康福祉課で行動計画検討会議を開催し、それぞれの機関から意見をお聞きしております。そして、1月に各機関から最終の意見聴取を行い、行動計画書を策定いたしました。

このたびの行動計画の目的は、1つ目が感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。2つ目が住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにするというを、その2項目を掲げております。対象とする感染症は、1つが新型インフルエンザで、感染症法第6条第7項に規定される感染症。2つ目が新型感染症で感染症法第6条第9項に規定される感染症でございます。この感染症法の正式な法律名は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律でございます。本日、資料をお配りさせていただいております資料1をごらんいただきたいと思います。

まず、第6条第7項に規定される感染症ということで、新型インフルエンザとはということで、1つ目が新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものでございます。

もう一つが、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後、流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分は当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものでございます。

次に、新感染症とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものでございます。

次に、基本的な考え方につきましては、病原性、感染力の程度に応じた対策の実施をいたします。この場合、対策レベルを3段階にいたしております。

次に、発生段階ごとの対策としましては、段階を未発生期、海外発生期・県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の5段階にしております。社会全体で取り組む感染対策の実施をしております。

次に、対策の考え方につきましては、6項目に分けております。実施体制、情報収集・提供、予防・蔓延防止、予防接種、医療、住民生活及び住民経済の安定の確保としております。

最後に、本行動計画に基づき、各関係機関において行動マニュアルの策定をお願いしておるとあわせて、この計画が承認をいただきましたら町ホームページへの掲載を行う予定といたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

承認第4号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。説明資料15番の主な蔓延防止対策について、これに関連した質問なんですけども、以前よりかずっと放送で病院にインフルエンザが蔓延しているので面会はお断りとか、病院を出入りする人はしっかりとケアしてくださいというふうな呼びかけ……。

○議長（安部 重助君） これは若干このインフルエンザと今の議題に上がってるインフルエンザと意味が違いますんで、後ほどまた病院のほうで確認していただきたいと思えます。

○議員（10番 小林 和男君） あ、そうですか。

○議長（安部 重助君） はい。質問の趣旨が違いますんで。

○議員（10番 小林 和男君） あ、そうですか。インフルエンザの……。

○議長（安部 重助君） 新型インフルエンザということで、先ほどからも……。

○議員（10番 小林 和男君） そしたら、新型インフルエンザに関連した質問にします。新型インフルエンザということで、私わからなかったんで、インターネットで新型インフルエンザということを検索してみたところ、厚生労働省のホームページよりとしてQ & Aが出ております。その中で、特に蔓延を防止するために迅速診断キットというような市販の検査キットが5種類販売されていると。30分程度で結果が出て、臨床結果、ベッドサイドでも医療機関でも使われているというふうなことだったんですけども、こういった新しいキットがあれば、病院に行く前にそういったもので風邪ぎみである、しかし普通の風邪なのかインフルエンザなのかということの判断基準になると思うんですけども、そういったことの情報を町内に広めてはいかがなものかと思うんですが。これに関連してのコメントをいただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。ちょっと私、そのものについては承知をいたしておりません。ここで言うおる新型インフルエンザというものは、まだ全くわからないものでございます。したがって、例えば昨年でしたらエボラとかデング熱とか、そういったものがこの感染症法の中にも入っておるんですけども、そういったものの対策ということになれば、今までにそういった新しい感染症というものであれば、そういった対応も可能なのかというものもあろうかと思うんですけど、このものについて厚労省といえども全くまだこういった新しい感染症ということで、こういった文言で提言をしておりますので、まだどんな病原体であるものか、またどこからがそういった発生の原因になったものかというものが明らかでないものというものが対象ですし、議員がおっしゃっておるそういったキットがあるということも、ちょっと私は承知をしていないので、大変申しわけないですけど、ちょっと回答

はできません。ごめんなさい。失礼します。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。先ほども言葉としまして、新型インフルエンザとか、それから新感染症とかいう、法律の先ほど資料もいただいたんですが、非常にわかりにくい部分がありますんで。先ほどの健康福祉課長の話でこの新型インフルエンザの定義いうんですか、理解としてはウイルスであるけど、それが全く未知のものだという分で、そのように理解して、今後、どのようなウイルスだとか、インフルエンザの名称いうんですか、それが全くわかってないんやけど、とにかく人から人にうつって感染をするという危険があるので、このような行動計画をつくりますという、そのように理解をしいのかということと、もう1点は、その中で資料の50ページを見ますと、ここには鳥インフルエンザにつきましても、最近是人にうつるといようなことも出てきます。ですので、鳥インフルエンザにつきましても、もうウイルスも何ぼかわかっているという部分がありますので、この鳥インフルエンザが発生した場合の対策はこの行動計画とはまた別な行動をするのかという、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） まず最初のほうの新型インフルエンザ等については、三谷議員がおっしゃるとおりでありまして、未知のいわゆるウイルスが発生した場合の対応ということで、このものを計上しております。

その次に、いわゆるこれまでにありました鳥インフルエンザというものがありまして、この鳥インフルエンザも何種類か分かれておるといところでございますが、最近というんですか、近年に流行した、また人に感染をするというその鳥インフルエンザのものにつきましても、神河町では平成21年の9月に改正という形で神河町新型インフルエンザ対策計画というものを策定をいたしてありまして、その中で今、三谷議員がおっしゃっておられます鳥インフルエンザというものが、それに対する対策というものをこちらのほうでは掲げておるといのが、今、本町においての計画というものではございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。承認第4号についての討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

承認第4号を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 発議第1号

○議長（安部 重助君） 日程第12、発議第1号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

事務局、発議第1号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
発議第1号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
.....

○議長（安部 重助君） 発議第1号に対する提出者の説明を求めます。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。発議第1号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町議会委員会条例の一部改正であります。教育委員長と教育長とを一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備等を行う条例制定については今定例会初日に上程され、第3日目の3月5日に可決されたところであります。あわせて地方自治法第121条の長及び委員長等の出席義務が改正されたことにより、神河町議会委員会条例第20条、出席説明の要求の中で教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものであります。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

発議第1号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

発議第1号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 3 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 日程第 1 3、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり、議員派遣する予定となっております。

お諮りいたします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定されました。

日程第 1 4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第 1 4、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第 6 2 回神河町議会定例会を閉会いたします。

午後 0 時 1 6 分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は 3 月 3 日に開会され、本日までの 2 3 日間にわたり、平成 2 6 年度最後となる一般会計ほか各会計補正予算、条例の制定及び一部改正、公の施設の指定管理者指定の件、そして新規事業 3 0 事業を含む平成 2 7 年度一般会計予算並びに各特別会計、企業会計予算等、新年度に向けての非常に重要な議会でありました。

いずれも極めて重要な案件でありましたが、予算特別委員会及び各常任委員会付託により、議員各位には真剣、慎重かつ奥深く御審議をいただきましたことに厚くお礼を申

し上げます。執行部におかれましても、議員各位の質問に真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上げます。審議の過程におきまして議論されました意見、要望、また答弁については、十分考慮され、今後の町政執行に反映されるよう望みます。

平成26年度も残すところわずかとなりました。今年度をもって、太田俊幸総務課参事兼財政特命参事並びに玉田享税務課長におかれましては、めでたく定年退職を迎えられます。長年にわたり多くの諸問題にも的確に取り組んでいただき、ただひたすら町発展のために御尽力いただきましたことに衷心よりお礼を申し上げます。今後におかれましては、健康に十分御留意され、私たちのよきアドバイザーとして新たな場で御活躍されますことをお祈り申し上げます。

いよいよ春本番を迎え新しい門出や新年度に向かって大きく躍進する季節であります。やるべき課題はたくさんあります。目標を誤ることなく、議会、執行部ともに力を合わせて町民皆様の負託に応えられるよう協力できる体制づくりが重要かと思えます。

終わりになりますが、議員各位並びに執行部の方々の御健勝、御活躍を御祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） 第62回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、議員各位に対し、一言お礼を兼ねまして御挨拶申し上げます。

さる3月3日から開会いたしました今期定例会には、平成26年度各会計の補正予算、平成27年度各会計予算、条例制定、改正及び承認案件など、計62件を提出させていただきました。とりわけ神河町の最大の課題であります地域再生、人口減少対策として、この間、集落要望事業、中学校3年生までの医療費無料化、新婚子育て世代対象の家賃補助、町営住宅建設に加えて、今年度は住宅取得に対する補助、新たに旧神崎町役場跡地に同じく町営住宅、空き家改修助成、また安全・安心のまちづくりとして裏山防災対策事業、将来を見据えた病院北館の改築構想、そのほか寺前小学校大規模改造継続事業、農林・商工・観光の振興施策では、交流人口増加による神河の冬の活力創出として、峰山高原人工降雪機併用のスキー場建設に向けた調査費を含めた30の新規事業につきまして、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて慎重審議の結果、全ての案件をそれぞれ可決賜り、まことにありがとうございました。

特に、予算特別委員会で多くの御意見をいただきましたスキー場建設調査費につきまして、神河町としては、これまで兵庫県とともに取り組んできました大河内高原開発が今まさに、本年4月より峰山高原ホテルリラクシア指定管理者となる、もう今やトップ企業であり兵庫県養父市が本社である株式会社マックアース様からの戦略的かつ具体性に富んだ提案、そして兵庫県からの事業採択に向けての支援体制もつくっていただいた状況の中、何としてでも環境調査をクリアして実現させることがすなわち神河町の地域再生につながることを確信する次第であります。

改めてスキー場建設について、何点かのポイントを整理したいと思います。

1つは、兵庫県の支援協力があるということでございます。

2つは、神河町の最大の課題は雇用対策、播磨圏域を中心とした通勤圏域の中で考えることと、地域内に雇用を生み出すことです。観光政策、そして観光施設はその投資やリスクを含めて経済状況に大きく影響されると言われますが、人口減少対策、そして国内での経済活性化策として、今や世界各国で重要政策として展開をしていること、日本の政策はもちろんのこと、今、全国各自治体が生き残りをかけて取り組んでいるわけがあります。従来からの農林・商工・観光に加えて、魅力ある高原を中心とした地域資源を活用して多くの人を招致し、地産地消から地産他消へと地域内経済循環を拡大することが、ひいては雇用の創出につながるわけであります。そして、このたびのスキー場計画は、冬場の集客の大幅な増加による地域内消費と、雇用拡大による経済効果の高まりは明らかであります。

3つは、事業費総額8億円想定のうち、仮に7割の地方交付税算入で、残りの3割が町負担となりますが、株式会社マックアース様とのこれまでの協議、また隣の宍粟市での実績による冬場収益の2割を自治体還元することで、10年間での指定管理期間で実質町費負担はゼロとなり、財政を圧迫することにはならないわけでございます。

4つ目に、平成27年度県民センター枠の予算で、冬の高原の魅力づくりとして1,000万円の事業配分がなされたことを含めて、国、県との良好な関係のもとで事業推進することが神河町にとっても神河町民にとっても幸せにつながっているということを考えます。

地方創生は以前のような行政だけ企業だけで実現などあり得ません。私が就任してからも、産学官連携や企業誘致に取り組んでまいりました。そして今、地方創生は国を挙げて産学官金労それぞれが連携協力してこそ実現するとの指導のもと、神河の再生に向けて取り組むことが行政のやるべき方向であると考えerわけであります。地域再生に特効薬はなかなか見つからないと言われてはいますが、このたびのスキー場計画はまさしく神河の特効薬になると私は信じるわけであります。改めて議員各位の今後の御支援、御教示を賜りますようよろしくお願いいたします。改めて連日にわたる御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

そして、今定例会での議員各位から賜りました御意見、御要望、とりわけ予算特別委員会報告での提言、1つは、公平な住民負担と公平な住民サービスの徹底と情報提供の迅速化。2つに、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、早急な策定委員会の立ち上げと新たな担当部署での強力な取り組み。3つに、グループ会議及び政策調整会議が有する機能強化と行政全般の運営方針を決定し、各課が連携するための管理職会議の機能強化。4点目、直面する重要課題について、町長の強い主導による組織一つになっての取り組み。5点目、重点施策の目標、未到達継続事業の徹底検証と、目標達成のための新たなシナリオづくり。6つ目、工事の適正かつ質の高い成果物となるための施工管

理監督と工事検査の徹底。以上を初め、全ての御意見につきまして、町執行部として真摯に受けとめ、常に健全財政運営に心がけながら予算執行に当たってまいり所存でございます。そして、住民目線、住民の立場に立った行政執行、笑顔、元気、明るさ、爽やかさをモットーに安全・安心、笑顔があふれ「住むならやっぱり神河町」の実現に向け、住民、職員、行政の心が1つ、全力で邁進してまいります。

ここで平成26年度の特別交付税の交付を受けましたので、報告させていただきます。決定額は5億1,170万円でございます。昨年と比較して、1,610万3,000円の減額となりました。今年度の特別交付税については、国の当初予算の伸びがマイナスであることと、平成25年度に発生した大雪対策に要する経費が多額に上ったことから、全国的に国のルール分は18.6%の減額となっており、昨年の兵庫県とのヒアリングでは、神河町は10%の減額を想定していましたが、結果として3.1%の減額にとどまりました。

このことは、神河町の特殊事情である病院及び従来より兵庫県と共同で推進してきています大河内高原開発等々について、市町振興課長と知事との特殊事情の協議により神河町の県政に対するあらゆる面での協力と、頑張っている神河町を応援していただいている結果であり、このことは平成27年度で地方創生地方版、兵庫県のリーディングプロジェクトの予算枠で、中播磨においては冬の大河内高原魅力創出プロジェクトに1,000万円の事業配分をいただいていることからもうかがえます。なお、平成26年度の特別交付税当初予算額は3億円ですので、2億1,170万円の増額がございましたが、この予算措置については、基金積み立て等の専決処分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、まだまだ寒暖の差が厳しくございます。くれぐれも健康に御留意いただき御活躍くださいますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後0時30分
